

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(12月分)

■令和7年12月1日～令和7年12月31日

令和7年12月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

〈取引・契約関係:4件〉

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月4日	特定商取引法を改正し、美容医療及びエスティックサービスにおける前受金の保全措置の義務化を求める意見書	関東弁護士会連合会 理事長 種田誠	国は、特定継続的役務提供のうち、美容医療及びエスティックサービスについて、事業者が消費者から受領した前受金の保全措置を講ずることを義務付けるため、特定商取引に関する法律を速やかに改正すべきである。 その制度設計に当たっては、資金決済に関する法律が定める発行保証金制度を参考に、事業者の負担にも配慮しつつ、消費者保護の実効性を確保する枠組みを構築すべきである。
12月16日	デジタル消費者取引において、取引の公正を維持し、消費者の自律的な選択を確保するために必要な措置を求める決議	近畿弁護士会連合会 理事長 福田健次	1 デジタル消費者取引に関する専門的な知見と技術の活用に必要な人員と機材等を確保するに十分な予算措置を講じ、デジタル消費者取引に関する調査と研究を持続的に行うべき 2 デジタル消費者取引の過程におけるあらゆる不公正な取引行為を包括的に規律するような法律の整備を検討すべき 3(1) 特定商取引法を改正し、①デジタル消費者取引において訪問販売等と同種の規制、②サブスクリプション契約における解約妨害等についての規律を導入すべき (2) 景品表示法について、法改正又は告示追加を行い、消費者を不本意な選択に誘導する不公正な広告・表示を行うことを規制すべき (3) 電子消費者契約法を改正し、事業者が意図的に消費者の錯誤を誘発した場合、民法95条3項の規定が適用されないものとする規律を整えるべき 4 取引DPF法を改正し、プラットフォーム事業者に対し、消費者を不本意な選択に誘導する不公正な手法を禁止する規約の利用を義務付けるとともに、これに違反した利用業者に対する責任ある対応の実施を義務付けるべき 5 デジタル消費者取引については、Webサイト等のデータを一定期間保存することを事業者に義務付けることを検討すべき
12月17日	消費者トラブル防止に関する要望書 「通信販売なんでも110番」を実施して	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 110番実行委員会	当協会(NACS)は、創設以来、時宜を得たテーマで毎年110番活動を実施している。今年度は10月の土曜日・日曜日、8日間、「通信販売トラブルなんでも110番～定期購入、海外通販、サブスク(定額制サービス)、詐欺サイトのトラブルなどなど～」というテーマで実施し、寄せられた相談、苦情内容を集計、抽出、分析し、その背景にある問題点を精査し、現在の法規制の不備等、関係諸機関に以下の情報提供及び提言を行った。 1. インターネット通販における取消権の拡大と通信販売事業者によるアフィリエイト広告の管理義務を求める。 2. 一回払いを含むすべての決済事業者へ、加盟店契約時、トラブル発生時の調査を義務付け悪質事業者が排除されるための法整備を求める。 3. 取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に基づく開示請求権、製品安全誓約に基づく出品削除について、実施状況の継続的な監視と消費者への周知、消費者にとって使い勝手の良い制度の普及を求める。 4. 消費者が安全・安心にデジタル取引の恩恵を享受できるための公正なルールの整備を求める。
12月22日	【参考送付】「解約料の実態に関する研究会 議論の整理」に対する意見書について	日本弁護士連合会 会長 淳上玲子	消費者庁に設置された解約料の実態に関する研究会は、2024年12月、「議論の整理」と題する報告書を公表した。当連合会は、同報告書の内容について、以下のとおり意見を述べる。 1今後、解約料条項の有効性判断の民事ルールを検討するに当たっては、消費者契約法第9条第1項第1号が定められた趣旨を踏まえ、解約料が定められた目的に応じ、以下の観点を考慮しつつ、消費者の利益が不当に侵害されることがないようにすべきである。 (1)損失補填を目的とする解約料条項については、補填の対象とされる事業者の「損失」が具体的で合理性のあるものか、また解約する消費者によって補填されるべきものであるのかなどの観点から、取引類型ごとにるべき解約料規制の内容を精緻化していくべきこと (2)価格差別を目的とする解約料条項については、限定合理性による脆弱性を有する消費者が、契約内容そのものはもちろん、複数の契約形態の長所と短所を十分に理解した上で当該価格プランを選択できることが実質的に確保されていない限り、正当化されないという観点を踏まえて、解約料規制の内容を検討していくべきこと (3)解約料による収益向上を目的とする解約料条項については、基本的に正当性が認められないという観点から、また、解約抑止及び売上安定化を目的とする解約料条項については、これらの目的だけでは独立して正当化されないことに留意して、解約料規制の内容を検討していくべきこと 2解約料の実態を踏まえたルール作りにおいて、消費者が主観的に不満を訴えているか否かという点から現状を無批判に追認するようなルール作りをすべきではなく、消費者にとって客観的に不利益がないか、公正性の観点から問題がないかどうかを考慮してルール作りがなされることを求める。 3消費者契約法第9条第1項第1号における「平均的な損害の額」について、消費者による解約料条項の無効主張に関する立証負担を軽減するルール作りがなされるよう求める。

<消費者行政の在り方:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月22日	【参考送付】行政庁が違法収益の剥奪・保全に直接関与し得る制度整備を求める要請書	特定非営利活動法人 消費者機構日本 代表理事 理事長 二村睦子	黄川田消費者担当大臣の指揮の下、11月20日の堀井奈津子消費者庁長官の記者会見で「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム(以下、悪質商法対策PTと言う)」の設置が表明された。 2009年の消費者庁設置以来の積み残し課題となっている違法収益の剥奪・保全制度は、現代の悪質商法のスピードと広がりに対抗するために不可欠と考える。今回設けられた悪質商法対策PTの速やかな検討を期待するとともに、早期の立法化に向けた今後の進め方について明らかにされるよう要請する。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月23日	人工甘味料と脳の老化促進との関係についての質問	食の安全・監視市民委員会 共同代表 佐野真理子 山浦康明	人工甘味料サッカリン、アスパルテーム、アセスルファムK、エリスリトール、キシリトール、ソルビトール、タガトースの7種を用いたコホート研究が行われたとのこと。この研究はサンパウロ大学のクラウディア・キミエ・スエモト博士により、ブラジル在住の12,772人を対象に8年間にわたり追跡調査を行い思考力や記憶力の変化を測定したもの。 その結果タガトースを除く人工甘味料を最も多く摂取した層では、最も少ない層に比べ認知機能の低下が62%早く進行していることがわかったとのこと。今回の研究は人工甘味料と認知機能低下の因果関係を証明するものではないとされているが、ここまで大規模な追跡調査で明確な関連性が確認された意義は大きいと評価されている。 以上の観点から、下記2点について回答を求める。 1. この結果を受けて追加研究をするか、何らかの対策を行う予定はあるか。 2. この研究結果に基づき添加物指定や規格基準の見直し等を検討する予定はあるか。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から25件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:2件 その他:23件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。